

緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金の事前確認について

5月21日（金）で受付を締め切りましたが、国の延長対応を受けて

延長申請をされた方のみ 6月4日（金）消印分まで受付を させていただきます。

弊社以外の登録確認機関については下記HPより検索が可能です。

<https://ichijishienkin.go.jp/>

一時支援金の申請にあたって必要とされる「事前確認」について当財団でも実施しております。事前確認にあたっては面談を必須とさせていただきますが、新型コロナウイルス対策として面談時間を可能な限り短縮すべく、先ずは必要書類を郵送頂いて事前チェックをさせていただきます。

ご面倒をお掛けしますがご理解とご協力をお願い致します。

【事前確認実施の流れ】

（１）申請に必要な書類を下記HPにて確認のうえ、写しを郵送して下さい

<https://ichijishienkin.go.jp/>

①本人確認書類※¹

②履歴事項全部証明書（中小法人のみ）

③収受日付印の付いた、2019 年 1 月を期間内に含むものの以降、全ての確定申告書の控え

※2,3

④2019 年 1 月から 2021 年対象月までの各月の帳簿書類（売上台帳、請求書、領収書等）※4

⑤2019 年 1 月以降の事業の取引を記録している通帳

⑥代表者又は個人事業者等本人が自署した「宣誓・同意書」

⑦一時支援金に係る取引先情報一覧※5

- ※1 次の書類等のいずれか。運転免許証（両面）、マイナンバーカード（オモテ面）、写真付きの住民基本台帳カード（オモテ面）、在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書、住民票の写し及びパスポート
- ※2 e-Tax の場合は、確定申告書の控えに受付日時が印字されているか、別途、受信通知メールがあること
- ※3 個人事業者等の場合は、確定申告義務がない場合その他相当の事由がある場合は、住民税の申告書の控え、中小法人等の場合は、合理的な理由で提出できない場合は、税理士の署名がある事業収入を証明する書類で代替可能

- ※4 書類の量が膨大な場合は、登録確認機関が任意に選択した複数年月の帳簿書

類でも可

- ※5 お取引先が一般個人（個人事業主を除く）の場合は裏面3取引先情報の記載

は不要

* 原本は郵送しないようにして下さい

* 書類の紛失を防ぐため「ゆうパック」「レターパック」などを利用して下さい

* お客様の連絡先（電話番号）を忘れずに記入して下さい

郵送先

〒212-0013

川崎市幸区堀川町 66-20 川崎市産業振興会館 7 F

（公財）川崎市産業振興財団 中小企業サポートセンター

（2）郵送された書類を確認のうえ、不備の有無をお知らせします

（書類到着後 3～4 日を目途）

（3）不備があった場合は不備書類を追加でご郵送頂きます

* 郵送の際に「**不備書類追加分**」と明記して下さい

（4）書類一式が整った時点でご連絡を致します。

面談日を決定し、当日は書類の**原本**を持ってお越し下さい

* 面談場所は郵送先と一緒の場所になります

* 面談には上記書類のほか「**申請 I D**」が必要となります

（本件に関する問い合わせ先）

 044-548-4169

川崎市産業振興財団 中小企業サポートセンター 一時支援金相談窓口